

ひろしま教育ウィーク

11月1日はひろしま教育の日です。これにあわせて、11月1日から11月7日まで学校を公開します。

小中学校ごとの取り組みは、次のとおりです。詳細は各学校へお問い合わせください。
このウィークに限らず、随時学校を公開していますので、ぜひ学校にお越しください。



学校教育課 ☎823-9216
FAX 823-9256

海田小学校（☎822-2714）

■10/25 ㊦ 地域公開研究会

各クラスの算数科の授業公開と講演会を行います。講演会は、本校の先輩であり、広島大学で日本語教育をご専門にされている渡部（旧姓織田）倫子先生のお話です。6年生児童による「海田小じまん」の発表もあります。ぜひ見に来てください。

■11/ 1 ㊦～11/ 7 ㊦ 自由参観日

しっとり落ち着いたきのある学校の中で、本気でがんばっている姿をご覧ください。

■11/12 ㊦ ドミノ発表会

日頃の練習成果を発揮して美しい演奏を披露します。

海田西小学校（☎822-1031）

■11/ 1 ㊦ 1～6 校時

全校参観日・学級懇談会

5 年 山海島体験活動発表会

■11/ 1 ㊦～11/ 4 ㊦ 自由参観日

食の学習会週間。学年ごとにテーマを決め、食育指導を行います。

■11/25 ㊦ 13：00～16：40 地域公開研究会

「かわり合い 学び合う子どもの育成」をめざして、全学年が外国語活動の授業を公開します。講演会は、愛知教育大学教授 高橋美由紀先生のお話です。

海田中学校（☎822-2258）

■10/29 ㊦ 9：00～15：40 文化祭

合唱コンクール、教科や総合的な学習の時間などの学習のまとめ・文化部の活動の展示発表、ステージ発表を行います。生徒の頑張る姿をぜひご覧ください。PTAも作品展示、制服等のリサイクルバザーを行います。

■11/ 1 ㊦～7 ㊦ 自由参観日

夢と目標に向かって頑張る生徒を育てます。

■11/ 6 ㊦

「ひろしま教育の日」フォーラムに吹奏楽部が参加します。

海田東小学校（☎823-2270）

■11/ 1 ㊦～11/ 7 ㊦ 自由参観日

この期間、1～6校時まで自由に授業をご覧になれます。授業予定は学年・学級によりお知らせします。

■11/ 2 ㊦ 13:30～ 児童会行事「秋の東小まつり」
全校児童が縦割り班に分かれ、班ごとに遊びのコーナーを開きます。地域や保護者の皆様もぜひご参加ください。

■11/13 ㊦ 13：00～15：00 学習発表会

体育館で、1～6年生・日本語教室・器楽クラブが、歌や器楽など学習の成果を発表します。

海田南小学校（☎822-6776）

■11/ 1 ㊦～11/ 7 ㊦ 自由参観日

歌声のひびく、ふれあいと学び合いのある学校づくりに取り組んでいます。

■11/ 2 ㊦ 13：40～16：15 地域公開研究会

算数科の授業公開と講演会（講師は子育てコーチングセミナー講師赤木悠起先生）を行います。

■11/10 ㊦ 演劇鑑賞会

（低学年）午前、（高学年）午後

■11/16 ㊦

3・4校時授業参観と第2回歌声コンサート。昨年度に引き続き学年単位の大合唱をお楽しみに！

海田西中学校（☎823-8551）

■10/29 ㊦ 文化祭

合唱祭、文化部のステージ発表・展示発表、総合的な学習の時間で取り組んだ内容の発表、PTA主催の食バザー・リサイクルバザー・文化サークル作品展示等を実施します。

■11/ 1 ㊦～7 ㊦ 自由参観日

■11/ 8 ㊦ ふれあい相談日

困ったことがあれば遠慮なく相談してください。

■11/15 ㊦～18 ㊦ スマイル運動

生徒・保護者・少年補導協助手員・教職員によるあいさつ運動です。

不育治療費の

一部を助成します

海田町では、平成23年10月から、不育症の治療を受けた方に治療費の一部を助成します。

〔不育症とは〕

2回以上の流産、死産、あるいは、早期新生児死亡（生後1週間以内の赤ちゃんの死亡）がある場合を不育症と呼びます。

〔対象者〕

次のいずれにもあてはまる方です。
①法律上のご夫婦で、申請時点において夫婦のどちらかが町内に居住して1年以上経過している方

②社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関において当該専門医により不育症を診断され、その治療を受けた方
③町民税等の滞納がない方

〔対象となる治療〕

不育症の治療にかかった費用のうち、医療保険適用外の検査料および治療費です。

※平成23年10月1日以降に受けた治療等が対象となります。

〔助成内容〕

1年度あたり30万円まで助成します。
助成回数の制限はありません。

〔申請方法〕

申請時に持参していただく書類
①不育治療費助成申請に係る証明書
②不育治療を行った医療機関発行の領収書

※この他に、戸籍謄本（外国人の方は公的機関が発行した婚姻が確認できる書類）が必要な場合があります。

保健センター窓口で申請書にご記入ください。なお、申請者の口座番号等がわかるものと印鑑をご持参ください。

治療が終了した翌日から起算して2カ月以内に、申請を行ってください。

〔問い合わせ・申請先〕

保健センター（中店8-33）
☎823-4418

海田町暴力団排除条例を 制定しました。

背景

現在、暴力団は町民生活や社会経済活動に介入し、町民や事業者に多大な脅威を与えています。このような現状を受けて、町・町民・事業者が一丸となって暴力団排除を推進し、安全で平穏な町民生活を実現させるため、条例を制定し、9月9日に施行しました。

主な内容

町の役割

- 町民の協力を得ながら、広島県および他市町等の関係機関と連携して暴力団排除のための施策を推進します。
- 公共工事をはじめとして、町の事務・事業・公共施設から暴力団を排除します。
- 暴力団排除のために、町民・事業者・広島県・他市町等に対して、情報の提供および支援・協力を行います。

生活安全課

☎823-9208
FAX 823-7927

町民の役割

- 暴力団と不適切な関係を持たないようにしましょう。また、町が行う暴力団排除のための施策に協力してください。
- 事業者の役割
事業により暴力団に利益を与えないように暴力団排除に取り組んでください。
- 暴力団の活動を助長し、またはその運営に資するような内容の契約を締結しないようにしてください。また、契約の相手方が暴力団であることが判明したときは、契約解除できる旨を定めるようにしてください。

その他

全国的に祭礼、興行などの行事が暴力団の資金源となっているケースがあることから、本町におけるこれらの行事に暴力団が進出しないように、祭礼からの暴力団排除について定めました。